

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
施行規則の一部を改正する省令の施行等について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 27 年厚生労働省令第 101 号にて感染症法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成 27 年 5 月 21 日から施行される予定ですが、改正の概要及び届出基準等を一部改正する通知がありましたので、お知らせします。

1 改正の概要

(1) 麻しん及び侵襲性髄膜炎菌感染症について

届出事項の追加：患者の氏名、生年月日、住所、保護者氏名等の 10 項目

届出期限の短縮：診断後直ちに届出

なお、「麻しん発生連絡票」の取扱いは終了し、両疾患の患者の所属する保育園や学校、勤務先等については発生届の 19 欄「その他感染症のまん延及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」に記載していただきますよう、ご協力のほどお願いします。

(2) 後天性免疫不全症候群について

AIDS と診断した指標疾患において、非ホジキンリンパ腫の L S G 分類を削除。

2 施行期日

平成 27 年 5 月 21 日

3 その他

(1) その他疾患の届出基準・届出様式は下記 URL をご覧ください（横浜市衛生研究所（感染症情報センター））

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html>

(2) 平成 27 年 4 月 8 日健健安第 70 号にて麻しん対策の継続について周知させていただきました通り、引き続き対応をお願いします。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/kansensyo/pdf/infectious-disease/150521measles-sindan.pdf>